

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 公序良俗

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とするものとする。 (第九十条関係)

第二 意思能力

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とするものとする。 (第三条の二関係)

第三 意思表示

一 心裡留保

1 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられないものとする。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とするものとする。 (第九十三条第一項関係)

2 1ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができないものとする。 (第九十三条第二項関係)

二 錯誤

1 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができるものとする。 (第九十五条第一項関係)

(一) 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

(二) 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 1(二)の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されてきたときに限り、することができるとすること。(第九十五条第二項関係)

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、1の規定による意思表示の取消しをすることができないものとする。(第九十五条第三項関係)

(一) 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
(二) 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4 1の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。(第九十五条第四項関係)

三 詐欺

1 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができるものとする。(第九十六条第二項関係)

2 民法第九十六条第一項又は1の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。(第九十六条第三項関係)

四 意思表示の効力発生時期等

1 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずるものとする。(第九十七条)

第一項関係)

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなすものとする。 (第九十七条第二項関係)

3 意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられないものとする。 (第九十七条第三項関係)

五 意思表示の受領能力

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないものとする。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでないものとする。 (第九十八条の二関係)

1 相手方の法定代理人

2 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

第四 代理

一 代理行為の瑕疵

1 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があつたことよつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。 (第一百一条第一項関係)

2 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知つていたこと又

は知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとするものとする。 (第百一条第二項関係)

3 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができないものとする。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同様とするものとする。 (第百一条第三項関係)

二 代理人の行為能力

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができないものとする。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでないものとする。 (第百二条関係)

三 復代理人を選任した任意代理人の責任

民法第百五条を削除するものとする。

四 代理権の濫用

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすものとする。 (第百七条関係)

五 自己契約及び双方代理等

1 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすものとする。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許

諾した行為については、この限りでないものとする。 (第百八条第一項関係)

2 1 本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなすものとする。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでないものとする。 (第百八条第二項関係)

六 表見代理

1 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば民法第百九条の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負うものとする。 (第百九条第二項関係)

2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負うものとする。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。 (第百十二条第一項関係)

3 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば2の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負うものとする。 (第百十二

条第二項関係)

七 無権代理人の責任

1 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負うものとする。 (第一百七条第一項関係)

2 1の規定は、次に掲げる場合には、適用しないものとする。 (第一百七条第二項関係)

(一) 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。

(二) 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。

(三) 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

第五 無効及び取消し

一 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果

1 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負うものとする。 (第二百二十一条の二第一項関係)

2 1の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること(給付を受けた後に民法第二百二十一条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるもので

あること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。 (第二百二十一条の二第二項関係)

3 1の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とするものとする。 (第二百二十一条の二第三項関係)

二 追認

1 民法第二百二十二条ただし書を削除するものとする。

2 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じないものとする。 (第二百二十四条第一項関係)

3 次に掲げる場合には、2の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後に行うことを要しないものとする。 (第二百二十四条第二項関係)

(一) 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

(二) 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認するとき。

第六 条件

条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができるものとする。 (第三百三十条第二項関係)

第七 消滅時効

一 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅するものとする。 (第百六十六条第一項関係)

1 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

2 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

二 定期金債権等の消滅時効

1 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅するものとする。 (第百六十八条第

一項関係)

(一) 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することがで

きることを知った時から十年間行使しないとき。

(二) (一)に規定する各債権を行使することができる時から二十年間行使しないとき。

2 民法第百六十八条第一項後段を削除するものとする。

3 民法第百六十九条を削除するものとする。

三 職業別の短期消滅時効等の廃止

民法第百七十条から第百七十四条までを削除するものとする。

四 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅するものとする。

(第百二十四条関係)

- 1 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 2 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

五 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

- 1 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての四1の規定の適用については、四1中「三年間」とあるのは、「五年間」とするものとする事。 (第七百二十四条の二関係)

- 2 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての12の規定の適用については、12中「十年間」とあるのは、「二十年間」とするものとする事。 (第六百六十七条関係)

六 時効の完成猶予及び更新

1 裁判上の請求等

- (一) 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するもの)によって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しないものとする事。(第四百七十七条第一項関係)

(1) 裁判上の請求

(2) 支払督促

- (3) 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停

(4) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

(二) (一)の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、(一)の(1)から(4)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始めるものとする。 (第四百四十七条第二項関係)

2 強制執行等

(一) 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しないものとする。 (第四百四十八条第一項関係)

(1) 強制執行

(2) 担保権の実行

(3) 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

(4) 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続

(二) (一)の場合には、時効は、(一)の(1)から(4)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始めるものとする。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでないものとする。 (第四百四十八条第二項関係)

3 仮差押え等

次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は

、完成しないものとする。 (第四百四十九条関係)

(一) 仮差押え

(二) 仮処分

4 強制執行等及び仮差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力

2 (一)の(1)から(4)まで又は3の(一)若しくは(二)に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、2又は3の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じないものとする。 (第一百五十四条関係)

5 承認

(一) 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始めるものとする。 (第一百五十二条第一項関係)

(二) (一)の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しないものとする。 (第一百五十二条第二項関係)

6 催告

(一) 催告があつたときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。 (第五十条第一項関係)

(二) 催告によつて時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、(一)の規定による時効の完成猶予の効力を有しないものとする。 (第五十条第二項関係)

7 天災等による時効の完成猶予

時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため1(一)の(1)から(4)まで又は2(一)の(1)から(4)までに掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。 (第百六十一条関係)

8 協議による時効の完成猶予

(一) 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時まで
の間は、時効は、完成しないものとする。 (第百五十一条第一項関係)

(1) その合意があった時から一年を経過した時

(2) その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限るものとする。）を
定めたときは、その期間を経過した時

(3) 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その
通知の時から六箇月を経過した時

(二) (一)の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の(一)の合意は、(一)の規定による時効
の完成猶予の効力を有するものとする。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかつた
とすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができないものとする。 (第百五十
一条第二項関係)

(三) 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた(一)の合意は、(一)の規定による時効の完成猶
予の効力を有しないものとする。 (一)の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告
についても、同様とするものとする。 (第百五十一条第三項関係)

- (四) (一)の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、(一)から(三)までの規定を適用するものとする。 (第百五十一条第四項関係)
- (五) (四)の規定は、(一)(3)の通知について準用するものとする。 (第百五十一条第五項関係)

七 時効の援用

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができないものとする。 (第百四十五条関係)

第八 根抵当権の被担保債権

- 一 特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権、手形上若しくは小切手上的請求権又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。二において同じ。）は、民法第三百九十八条の二第二項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができるものとする。 (第三百九十八条の二第三項関係)

- 二 債務者との取引によらないで取得する手形上若しくは小切手上的請求権又は電子記録債権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、民法第三百九十八条の三第二項各号に掲げる事由があつたときは、その前に取得したものであるのみ、その根抵当権を行使することができるものとする。ただし、その後取得したものであつても、その事由を知らずに取得したものであるについては、これを行使す

ることを妨げないものとする。 (第三百九十八条の三第二項関係)

第九 債権の目的 (法定利率を除く。)

一 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならぬものとする。 (第四百条関係)

二 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在するものとする。 (第四百十一条関係)

第十 法定利率

一 変動制による法定利率

1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率によるものとする。 (第四百四条第一項関係)

2 法定利率は、年三パーセントとするものとする。 (第四百四条第二項関係)

3 2の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、4の規定により変動するものとする。 (第四百四条第三項関係)

4 各期における法定利率は、この4の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの (以下この4において「直近変動期」という。) における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合 (その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を直近変動期にお

ける法定利率に加算し、又は減算した割合とするものとする。 (第四百四条第四項関係)

5 4に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を六十で除して計算した割合(その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものとする。 (第四百四条第五項関係)

二 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定めるものとする。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率によるものとする。 (第四百十九条第一項関係)

三 中間利息控除

1 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをするものとする。 (第四百十七条の二第一項関係)

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、1と同様とするものとする。 (第四百十七条の二第二項関係)

第十一 履行請求権等

一 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができないものとする。 (第四百十二条の二第一項関係)

二 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することが出来るものとする。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでないものとする。 (第四百十四条第一項関係)

三 民法第四百十四条第二項及び第三項を削除するものとする。

第十二 債務不履行による損害賠償等

一 債務不履行による損害賠償

1 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでないものとする。 (第四百十五条第一項関係)

2 1の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができるものとする。 (第四百十五条第二項関係)

(一) 債務の履行が不能であるとき。

(二) 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(三) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

二 履行遅滞

1 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負うものとする。 (第四百十二条第二項関係)

2 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなすものとする。 (第四百十三条の二第一項関係)

三 損害賠償の範囲及び過失相殺

1 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができるものとする。 (第四百十六条第二項関係)

2 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定めるものとする。 (第四百十八条関係)

四 賠償額の予定

民法第四百二十条第一項後段を削除するものとする。

五 代償請求権

債務者が、その債務の履行が不能となったの同一の原因により債務の目的物の代償である権利又は

利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができるものとする。 (第四百二十二条の二関係)

第十三 契約の解除

一 催告解除の要件

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとする。 (第五百四十一条関係)

二 無催告解除の要件

1 次に掲げる場合には、債権者は、一の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができるものとする。 (第五百四十二条第一項関係)

(一) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(二) 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(三) 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(四) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(五) (一)から(四)までに掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が一の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、一の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができるものとする。 (第五百四十二条第二項関係)

(一) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(二) 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債権者に帰責事由がある場合の解除

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、一及び二の規定による契約の解除をすることができないものとする。 (第五百四十三条関係)

四 契約の解除の効果

民法第五四十五条第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならないものとする。 (第五百四十五条第三項関係)

五 解除権者の故意等による解除権の消滅

解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は消滅するものとする。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでないものとする。 (第五百四十八条関係)

第十四 危険負担

一 民法第五百三十四条及び第五百三十五条を削除するものとする。

二 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができるものとする。 (第五百三十六条第一項関係)

三 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができないうものとする。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによつて利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならないものとする。 (第五百三十六条第二項関係)

第十五 受領遅滞

一 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもつて、その物を保存すれば足りるものとする。 (第四百十三条第一項関係)

二 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによつて、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とするものとする。 (第四百十三条第二項関係)

三 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなすものとする。 (第四百十三条の二第二項関係)

第十六 債権者代位権

一 債権者代位権の要件

1 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができるものとする。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでないものとする。 （第四百二十三条第一項関係）

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができないものとする。ただし、保存行為は、この限りでないものとする。 （第四百二十三条第二項関係）

3 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができないものとする。 （第四百二十三条第三項関係）

二 代位行使の範囲及び直接の引渡し

1 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができるものとする。 （第四百二十三条の二関係）

2 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができるものとする。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅するものとする。 （第四百二十三条の三関係）

三 相手方の抗弁

債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができるものとする。 (第四百二十三条の四関係)

四 債務者の取立てその他の処分の権限等

債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられないものとする。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられないものとする。 (第四百二十三条の五関係)

五 訴えによる債権者代位権の行使

債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならぬものとする。 (第四百二十三条の六関係)

六 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができるものとする。この場合においては、三から五までの規定を準用するものとする。 (第四百二十三条の七関係)

第十七 詐害行為取消権

一 受益者に対する詐害行為取消権の要件

1 債権者は、債務者が債権者を害することを知っていた行為の取消しを裁判所に請求することができるものとする。ただし、その行為によって利益を受けた者 (以下この第十七において「受益者」

という。)がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでないものとする。 (第四百二十四条第一項関係)

2 1の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しないものとする。 (第四百二十四条第二項関係)

3 債権者は、その債権が1に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の規定による請求 (以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができるものとする。 (第四百二十四条第三項関係)

4 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができないものとする。 (第四百二十四条第四項関係)

二 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則

債権者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができるものとする。 (第四百二十四条の二関係)

1 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分 (以下この二において「隠匿等の処分」という。)をすることをおそれるを現に生じさせるものであること。

2 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

3 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

三 特定の債権者に対する担保の供与等の特則

1 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができるものとする。 (第四百二十四条の三第一項関係)

(一) その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。2（一）において同じ。）の時に行われたものであること。

(二) その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

2 1に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、1の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができるものとする。 (第四百二十四条の三第二項関係)

(一) その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。

(二) その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

四 過大な代物弁済等の特則

債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、受益者の受けた給付の価額がその行為によつて消滅した債務の額より過大であるものについて、一に規定する要件に該当するときは、債権者は、三一の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができるものとする。 (第四百二十四条の四関係)

五 転得者に対する詐害行為取消権の要件

債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の1又は2に掲げる区分に応じ、それぞれ当該1又は2に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができるものとする。 (第四百二十四条の五関係)

1 その転得者が受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

2 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

六 詐害行為取消権の行使の方法

1 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によつて受益者に移転した財産の返還を請求することができるものとする。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができるものとする。 (第四百二十四条の六第一項関係)

2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができるものとする。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができるものとする。 (第四百二十四条の六第二項関係)

3 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(一)又は(二)に定める者を被告とするものとする。 (第四百二十四条の七第一項関係)

(一) 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者
(二) 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者

4 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならないものとする。 (第四百二十四条の七第二項関係)

七 詐害行為の取消しの範囲及び直接の引渡し

1 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。 (第四百二十四条の八第一項関係)

2 債権者が六1後段又は2後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、1と同様とするものとする。 (第四百二十四条の八第二項関係)

3 債権者は、六1前段又は2前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対し

てその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができるものとする。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。（第四百二十四条の九第一項関係）

4 債権者が六 1 後段又は 2 後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、3 と同様とするものとする。（第四百二十四条の九第二項関係）

八 詐害行為の取消しの効果

詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有するものとする。（第四百二十五条関係）

九 受益者の反対給付及び債権

1 債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができるものとする。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができるものとする。（第四百二十五条の二関係）

2 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（四の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復するものとする。（第四百二十五条の三関係）

十 転得者の反対給付及び債権

債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の1又は2に掲げる区分に応じ、それぞれ当該1又は2に定める権利を行使することができるものとする。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とするものとする。 (第四百二十五条の四関係)

1 九1に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば九1の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

2 九2に規定する行為が取り消された場合 (四の規定により取り消された場合を除く。) その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば九2の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

十一 詐害行為取消権の期間の制限

詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができないものとする。行為の時から十年を経過したときも、同様とするものとする。 (第四百二十六条関係)

第十八 多数当事者

一 連帯債務

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が

連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができるものとする。 (第四百三十六条関係)

二 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等

1 民法第四百三十四条を削除するものとする。

2 民法第四百三十六条第一項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができるものとする。 (第四百三十九条第二項関係)

3 民法第四百三十七条及び第四百三十九条を削除するものとする。

4 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、四一の求償権を行使することができるものとする。 (第四百四十五条関係)

5 民法第四百三十五条、第四百三十六条第一項及び第四百三十八条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じないものとする。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従うものとする。 (第四百四十一条関係)

三 連帯債務者についての破産手続の開始

民法第四百四十一条を削除するものとする。

四 連帯債務者間の求償関係

1 連帯債務者間の求償権

連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあつては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有するものとする。〔第四百四十二条第一項関係〕

2 連帯債務者間の通知義務

(一) 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができるものとする。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができるものとする。（第四百四十三条第一項関係）

(二) 弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務

者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができるものとする。 (第四百四十三条第二項関係)

3 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係

(一) 民法第四百四十四条第一項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担するものとする。 (第四百四十四条第二項関係)

(二) 民法第四百四十四条第一項及び(一)の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができないものとする。 (第四百四十四条第三項関係)

4 連帯の免除をした場合の債権者の負担

民法第四百四十五条を削除するものとする。

五 不可分債務

連帯債務の規定 (民法第四百三十八条の規定を除く。) は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用するものとする。 (第四百三十条関係)

六 連帯債権

債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によつて数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができるものとする。

(第四百三十二条関係)

七 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等

1 連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつたときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができないものとする。 (第四百三十三条関係)

2 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずるものとする。 (第四百三十四条関係)

3 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があつたときは、債務者は、弁済をしたものとみなすものとする。 (第四百三十五条関係)

4 六及び七1から3までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じないものとする。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従うものとする。 (第四百三十五条の二関係)

八 不可分債権

連帯債権の規定(七1及び3の規定を除く。)は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用するものとする。 (第四百二十八条関係)

第十九 保証債務

一 保証債務の付従性

主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されないものとする。 (第四百四十八条第二項関係)

二 主たる債務者の有する抗弁等

1 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができるものとする。 (第四百五十七条第二項関係)

2 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によつて主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができるものとする。 (第四百五十七条第三項関係)

三 保証人の求償権

1 委託を受けた保証人の求償権

(一) 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わつて弁済その他自己の財産をもつて債務を消滅させる行為 (以下「債務の消滅行為」という。) をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額 (その財産の額がその債務の消滅行為によつて消滅した主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額) の求償権を有するものとする。 (第四百五十九条第一項関係)

(二) 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受け

た限度において求償権を有するものとする。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができるものとする。〔第四百五十九条の二第一項関係〕

(三) (二)の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含するものとする。

(第四百五十九条の二第二項関係)

(四) (二)の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができないものとする。〔第四百五十九条の二第三項関係〕

2 委託を受けた保証人の事前の求償権

民法第四百六十条第三号を削除するとともに、同条に掲げる場合（事前求償権を行使することができる場合）に次の場合を加えるものとする。〔第四百六十条第三号関係〕

保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。

3 保証人の通知義務

(一) 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができるとすること。この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履

行を請求することができるものとする。 (第四百六十三条第一項関係)

(二) 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができるものとする。 (第四百六十三条第二項関係)

(三) 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができるものとする。 (第四百六十三条第三項関係)

四 連帯保証人について生じた事由の効力

民法第四百三十五条、第四百三十六条第一項及び第四百三十八条並びに第十八の二五の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用するものとする。 (第四百五十八条関係)

五 根保証

1 極度額

(一) 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約 (以下「根保証契約」という。) であって保証人が法人でないもの (以下「個人根保証契約」という。) の保証人は、主たる債務の

元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負うものとする。 (第四百六十五条の二第一項関係)

(二) 個人根保証契約は、(一)に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じないものとする。 (第四百六十五条の二第二項関係)

(三) 民法第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約における(一)に規定する極度額の定めについて準用するものとする。 (第四百六十五条の二第三項関係)

2 元本の確定事由

(一) 次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定するものとする。 (一)

ただし、(1)に掲げる場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限るものとする。 (第四百六十五条の四第一項関係)

(1) 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

(2) 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

(二) (一)に規定する場合のほか、個人根保証契約であつてその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるものにおける主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定するものとする。ただし、(1)に掲げる場合

にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限るものとする。 (第四百六十五條の四第二項關係)

(1) 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

(2) 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

3 求償権についての保証契約

(一) 保証人が法人である根保証契約において、1(一)に規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じないものとする。 (第四百六十五條の五第一項關係)

(二) 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が民法第四百六十五條の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じないものとする。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とするものとする。 (第四百六十五條の五第二項關係)

(三) (一)及び(二)の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しないものとする。

(第四百六十五條の五第三項關係)

六 保証人保護の方策の拡充

1 個人保証の制限

(一) 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じないものとする。 (第四百六十五条の六第一項関係)

(二) (一)の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。 (第四百六十五条の六第二項関係)

(1) 保証人になろうとする者が、次のア又はイに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める事項を公証人に口授すること。

ア 保証契約（イに掲げるものを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めのある及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

イ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度

額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないとき
には、極度額の限度において元本確定期日又は五二(一)若しくは(二)に掲げる事由その他の元本を
確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違
約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人にな
ろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者
が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができ
るかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)
を有していること。

(2) 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞
かせ、又は閲覧させること。

(3) 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし
、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署
名に代えることができる。

(4) 公証人が、その証書は(1)から(3)までに掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、こ
れに署名し、印を押すこと。

(三) (一)及び(二)の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しないものとするこ
と。
。(第四百六十五条の六第三項関係)

2 個人保証(求償権保証)の制限

(一) 1 (一)及び(二)の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用するものとする。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とするものとする。 (第四百六十五条の八第一項関係)

(二) (一)の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しないものとする。 (第四百六十五条の八第二項関係)

3 個人保証の制限の例外

1 及び 2 の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しないものとする。 (第四百六十五条の九関係)

(一) 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

(1) 主たる債務者の総株主の議決権 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この(二)において同じ。)の過半数を有する者

(2) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

(3) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決

権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

- (4) 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合における(1)、(2)又は(3)に掲げる者に準ずる者
- (三) 主たる債務者（法人であるものを除く。以下この(三)において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

4 契約締結時の情報提供義務

- (一) 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならないものとする。 (第四百六十五条の十第一項関係)

- (1) 財産及び収支の状況
- (2) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

- (二) 主たる債務者が(一)に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すこ

とができるものとする。 (第四百六十五条の十第二項関係)

- (三) (一)及び(二)の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しないものとする。 (第四百六十五条の十第三項関係)

5 保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があつたときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならぬものとする。 (第四百五十八條の二関係)

6 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

- (一) 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならないものとする。 (第四百五十八條の三第一項関係)

- (二) (一)の期間内に(一)の通知をしなかつたときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から(一)の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかつたとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができないものとする。

(第四百五十八條の三第二項関係)

- (三) (一)及び(二)の規定は、保証人が法人である場合には、適用しないものとする。 (第四百五十八

条の三第三項関係)

第二十 債権譲渡

一 債権の譲渡性とその制限

1 譲渡制限の意思表示の効力

(一) 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられないものとする。 (第四百六十六条第二項関係)

(二) (一)に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができるものとする。 (第四百六十六条第三項関係)

(三) (二)の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、(二)に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しないものとする。 (第四百六十六条第四項関係)

2 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託

(一) 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。）において同じ。）の供託所に供託することができるも

のとする事。 (第四百六十六條の二第一項關係)

(二) (一)の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならぬものとする事。 (第四百六十六條の二第二項關係)

(三) (一)の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができるものとする事。 (第四百六十六條の二第三項關係)

(四) (一)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があつたときは、譲受人(一)の債権の全額を譲り受けた者であつて、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。)は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときであつても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができるものとする事。この場合においては、(二)及び(三)の規定を準用するものとする事。 (第四百六十六條の三關係)

3

譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え

(一) 1 (二)の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しないものとする事。 (第四百六十六條の四第一項關係)

(二) (一)の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつた場合において、その債権者が(一)の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて差押債権者に対抗することができるものとする事。 (第四百六十六條の四)

第二項関係)

4 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力

(一) 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、1(一)の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができるものとする。 (第四百六十六條の五第一項関係)

(二) (一)の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しないものとする。 (第四百六十六條の五第二項関係)

二 将来債権譲渡

1 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しないものとする。 (第四百六十六條の六第一項関係)

2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得するものとする。 (第四百六十六條の六第二項関係)

3 2に規定する場合において、譲渡人が民法第四百六十七條の規定による通知をし、又は債務者が同條の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、1(二)（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、1(4)）の規定を適用するものとする。 (第四百六十六條の六第三項関係)

4 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができないものとする。 （第四百六十七条第一項関係）

三 債権譲渡と債務者の抗弁

1 異議をとめない承諾による抗弁の切断

- (一) 民法第四百六十八条第一項を削除するものとする。
- (二) 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。 （第四百六十八条第一項関係）
- (三) 一 1 (三)の場合における(二)の規定の適用については、(二)中「対抗要件具備時」とあるのは、「一 1 (三)の相当の期間を経過した時」とし、一 2 (四)の場合における(二)の規定の適用については、(二)中「対抗要件具備時」とあるのは、「一 2 (四)の規定により一 2 (四)の譲受人から供託の請求を受けた時」とするものとする。 （第四百六十八条第二項関係）

2 債権譲渡と相殺

- (一) 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるものとする。 （第四百六十九条第一項関係）
- (二) 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、(一)と同様とするものとする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでないものとする。 （第四百六十九条第二項関係）

- (1) 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権
- (2) (1)に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権
- (三) 一 1(三)の場合における(一)及び(二)の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「一 1(三)の相当の期間を経過した時」とし、一 2(四)の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「一 2(四)の規定により一 2(四)の譲受人から供託の請求を受けた時」とするものとする。 (第四百六十九条第三項関係)

第二十一 有価証券

一 指図証券

- 1 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じないものとする。 (第五百二十条の二関係)
- 2 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法(昭和七年法律第二十号)中裏書の方式に関する規定を準用するものとする。 (第五百二十条の三関係)
- 3 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定するものとする。 (第五百二十条の四関係)
- 4 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が3の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わないものとする。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでないものとする。 (第五百二十条の五関係)

- 5 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができないものとする。 (第五百二十条の六関係)
- 6 1から5までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用するものとする。 (第五百二十条の七関係)
- 7 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならないものとする。 (第五百二十条の八関係)
- 8 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負うものとする。 (第五百二十条の九関係)
- 9 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わないものとする。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とするものとする。 (第五百二十条の十関係)
- 10 指図証券は、非訟事件手続法 (平成二十三年法律第五十一号) 第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができるものとする。 (第五百二十条の十一関係)
- 11 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることが

できるものとする。 (第五百二十条の十二関係)

二 記名式所持人払証券

1 記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じないものとする。 (第五百二十条の十三関係)

2 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定するものとする。 (第五百二十条の十四関係)

3 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失つた者がある場合において、その所持人が2の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わないものとする。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでないものとする。 (第五百二十条の十五関係)

4 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもつて善意の譲受人に対抗することができないものとする。 (第五百二十条の十六関係)

5 1から4までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用するものとする。 (第五百二十条の十七関係)

6 一7から11までの規定は、記名式所持人払証券について準用するものとする。 (第五百二十条の十八関係)

三 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券

1 債権者を指名する記載がされている証券であつて指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができるとすること。(第五百二十条の十九第一項関係)

2 一10及び11の規定は、1の証券について準用するものとする。(第五百二十条の十九第二項関係)

四 無記名証券

二の規定は、無記名証券について準用するものとする。(第五百二十条の二十関係)

第二十二 債務引受

一 併存的債務引受

1 併存的債務引受の要件・効果

(一) 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担するものとする。(第四百七十条第一項関係)

(二) 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができるものとする。(第四百七十条第二項関係)

(三) 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によつてもすることができるものとする。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずるものとする。(第四百七十条第三項関係)

(四) (三)の規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従うものとする。 (第四百七十条第四項関係)

2 併存的債務引受の引受人の抗弁等

(一) 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができるものとする。 (第四百七十条第一項関係)

(二) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れるべき限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができるものとする。 (第四百七十一条第二項関係)

二 免責的債務引受

1 免責的債務引受の要件・効果

(一) 免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れるものとする。 (第四百七十二条第一項関係)

(二) 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができるものとする。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずるものとする。 (第四百七十二条第二項関係)

(三) 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができるものとする。 (第四百七十二条第三項関係)

2 免責的債務引受による引受けの効果

- (一) 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しないものとする。 (第四百七十二條の三關係)
- (二) 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができるとすること。 (第四百七十二條の二第一項關係)
- (三) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができるとすること。 (第四百七十二條の二第二項關係)

3 免責的債務引受による担保の移転

- (一) 債権者は、1 (一)の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができるものとする。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならぬものとする。 (第四百七十二條の四第一項關係)
- (二) (一)の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によってしななければならないものとする。 (第四百七十二條の四第二項關係)
- (三) (一)及び(二)の規定は、1 (一)の規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用するものとする。 (第四百七十二條の四第三項關係)
- (四) (三)の場合において、(三)において準用する(一)の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。

のとする事。 (第四百七十二條の四第四項關係)

(五) (四)の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、(四)の規定を適用するものとする事。 (第四百七十二條の四第五項關係)

第二十三 契約上の地位の移轉

契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を讓渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその讓渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移轉するものとする事。(第五百三十九條の二關係)

第二十四 弁済

一 弁済の意義

債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅するものとする事。(第四百七十三條關係)

二 第三者の弁済

1 債務の弁済は、第三者もすることができるものとする事。(第四百七十四條第一項關係)

2 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができないものとする事。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかつたときは、この限りでないものとする事。(第四百七十四條第二項關係)

3 2に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができないものとする事。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知つていたとき

は、この限りでないものとする。 (第四百七十四条第三項関係)

4 1から3までの規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しないものとする。 (第四百七十四条第四項関係)

三 弁済として引き渡した物の取戻し

民法第四百七十六条を削除するものとする。

四 債務の履行の相手方

1 受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であつて取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかつたときに限り、その効力を有するものとする。 (第四百七十八条関係)

2 民法第四百八十条を削除するものとする。

五 代物弁済

弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有するものとする。 (第四百八十二条関係)

六 弁済の方法

1 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならぬものとする。 (第四百八十三条関係)

2 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができるとすること。 (第四百八十四条第二項関係)

3 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができるものとする。 (第四百八十六条関係)

4 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつてする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずるものとする。 (第四百七十七条関係)

七 弁済の充当

1 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。）において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならないものとする。 (第四百八十九条第一項関係)

2 民法第四百八十八条及び第四百八十九条の規定は、1の場合において、費用、利息又は元本のいづ

れかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用するものとする。 (第四百八十九條第二項關係)

3 民法第四百八十八條及び第四百八十九條並びに1及び2の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充當の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充當するものとする。 (第四百九十條關係)

八 弁済の提供

債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによつて生ずべき責任を免れるものとする。 (第四百九十二條關係)

九 弁済の目的物の供託

1 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができるものとする。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅するものとする。 (第四百九十四條第一項關係)

(一) 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

(二) 債権者が弁済を受領することができないとき。

2 弁済者が債権者を確知することができないときも、1と同様とするものとする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでないものとする。 (第四百九十四條第二項關係)

3 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができるものとする。 (第四百九十七條第一項關係)

- (一) その物が供託に適しないとき。
 - (二) その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。
 - (三) その物の保存について過分の費用を要するとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。
- 4 弁済の目的物又は3の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができるものとする。 (第四百九十八条第一項関係)

十 弁済による代位

1 弁済による代位の要件・効果

- (一) 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位するものとする。 (第四百九十九条関係)
- (二) 第四百六十七条の規定は、(一)の場合（弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。）について準用するものとする。 (第五百条関係)
- (三) (一)及び(二)の規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができるものとする。 (第五百一条第一項関係)
- (四) (三)の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができるものとする。 (第五百一条第二項関係)
- (五) (三)の場合には、(四)の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 (第五百一条第

三項関係)

- (1) 第三取得者（債務者から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者をいう。以下この(五)において同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。
- (2) 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。
- (3) (2)の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。

(4) 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。

(5) 第三取得者から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして(1)及び(2)の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして(1)、(3)及び(4)の規定を適用する。

2 一部弁済による代位の要件・効果

(一) 債権の一部について代位弁済があつたときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができるものとする。 (第五百二条第一項関係)

(二) (一)の場合であつても、債権者は、単独でその権利を行使することができるものとする。 (第五百二条第二項関係)

(三) (一)又は(二)の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先するものとする。 (第五百二条第三項関係)

3 担保保存義務

(一) 弁済をするについて正当な利益を有する者 (以下この(一)において「代位権者」という。)がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れるものとする。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とするものとする。 (第五百四条第一項関係)

(二) (一)の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しないものとする。 (第五百四条第二項関係)

第二十五 相殺

一 相殺禁止の意思表示

民法第五百五条第一項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができないものとする。 (第五百五条第二項関係)

二 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止

次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができないものとする。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでないものとする。〔第五百九条関係〕

1 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務

2 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（1に掲げるものを除く。）

三 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺

1 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができるものとする。〔第五百十一条第一項関係〕

2 1の規定にかかわらず、1の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができるものとする。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでないものとする。〔第五百十一条第二項関係〕

四 相殺の充当

1 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかつたときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅するものとする。〔第五百十二条第一項関係〕

2 1の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであつて、当事者が別段の合意をしなかつたときは、次に掲げるところによるものとする。 (第五百十二条第二項関係)

(一) 債権者が数個の債務を負担するとき (二)に規定する場合を除く。) は、民法第四百八十九条第二号から第四号までの規定を準用する。

(二) 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第二十四の七1及び2の規定を準用する。この場合において、第二十四の七2中「民法第四百八十八条及び第四百八十九条」とあるのは、「民法第四百八十九条第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

3 1の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、2の規定を準用するものとする。 (第五百十二条第三項関係)

4 債権者が債務者に対して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、1から3までの規定を準用するものとする。債権者が債務者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とするものとする。 (第五百十二条の二関係)

第二十六 更改

一 更改の要件・効果

当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であつて次に掲げるものを発生させる契約をしたときは、

従前の債務は、更改によって消滅するものとする。 (第五百十三条関係)

1 従前の給付の内容について重要な変更をするもの

2 従前の債務者が第三者と交替するもの

3 従前の債権者が第三者と交替するもの

二 債務者又は債権者の交替による更改

1 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によつてすることができるものとする。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずるものとする。 (第五百十四条第一項関係)

2 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しないものとする。 (第五百十四条第二項関係)

3 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができるものとする。 (第五百十五条第一項関係)

4 民法第五百十六条を削除するものとする。

三 更改の効力と旧債務の帰すう

民法第五百十七条を削除するものとする。

四 更改後の債務への担保の移転

1 債権者（債権者の交替による更改にあつては、更改前の債権者）は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができるものと

すること。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならないものとする。と。（第五百十八条第一項関係）

2 1の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方（債権者の交替による更改にあつては、債務者）に対してする意思表示によつてしなければならないものとする。と。（第五百十八条第二項関係）

第二十七 契約に関する基本原則

一 契約自由の原則

1 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができるものとする。と。（第五百二十一条第一項関係）

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しないものとする。と。（第五百二十二条第二項関係）

3 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができるものとする。と。（第五百二十一条第二項関係）

二 履行の不能が契約成立時に生じていた場合

契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第十二の一の規定によりその履行の不能によつて生じた損害の賠償を請求することを妨げないものとする。と。（第四百十二条の二

第二項関係）

第二十八 契約の成立

一 申込みと承諾

1 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立するものとする。 （第五百二十二条第一項関係）

2 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することができないものとする。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでないものとする。 （第五百二十三条第一項関係）

3 民法第五百二十二条を削除するものとする。

4 承諾の期間を定めなかった申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができないものとする。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでないものとする。 （第五百二十五条第一項関係）

5 対話者に対してした4の申込みは、4の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができるものとする。 （第五百二十五条第二項関係）

6 対話者に対してした4の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失うものとする。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでないものとする。 （第五百二十五条第三項関係）

二 申込者の死亡等

申込者が申込みの通知を發した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意

思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しないものとする。 (第五百二十六条関係)

三 契約の成立時期

1 民法第五百二十六条第一項を削除するものとする。

2 民法第五百二十七条を削除するものとする。

四 懸賞広告

1 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者 (以下「懸賞広告者」という。) は、その行為をした者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に対してその報酬を与える義務を負うものとする。 (第五百二十九条関係)

2 懸賞広告は、その指定した行為をする期間を定めた広告を撤回することができないものとする。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでないものとする。 (第五百二十九条の二第一項関係)

3 2の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失うものとする。 (第五百二十九条の二第二項関係)

4 懸賞広告は、その指定した行為を完了する者がいない間は、その指定した行為をする期間を定めないうちでその広告を撤回することができないものとする。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでないものとする。 (第五百二十九条の三関係)

5 前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知らない者に対しても、その効力を有するもの

とすること。（第五百三十条第一項関係）

6 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができるとすること。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有するものとする。（第五百三十条第二項関係）

第二十九 定型約款

一 定型約款の定義

定型約款とは、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいうものとする。（第五百四十八条の二第一項関係）

二 定型約款についてのみなし合意

1 定型取引を行うことの合意（三において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなすものとする。（第五百四十八条の二第一項関係）

(一) 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

(二) 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 1の規定にかかわらず、1の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条

項であつて、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかつたものとみなすものとする。こと。（第五百四十八条の二第二項関係）

三 定型約款の内容の表示

1 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があつた場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならぬものとする。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでないものとする。こと。（第五百四十八条の三第一項関係）

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において1の請求を拒んだときは、二の規定は、適用しないものとする。こと。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでないものとする。こと。（第五百四十八条の三第二項関係）

四 定型約款の変更

1 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することが出来るものとする。こと。（第五百四十八条の四第一項関係）

- (一) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- (二) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、こ

の四の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、1の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならぬものとする。 (第五百四十八条の四第二項 関係)

3 1(二)の規定による定型約款の変更は、2の効力発生時期が到来するまでに2の規定による周知をしなれば、その効力を生じないものとする。 (第五百四十八条の四第三項 関係)

4 二2の規定は、1の規定による定型約款の変更については、適用しないものとする。 (第五百四十八条の四第四項 関係)

第三十 第三者のためにする契約

一 民法第五百三十七条第一項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられないものとする。 (第五百三十七条第二項 関係)

二 民法第五百三十七条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができないものとする。 (第五百三十八条第二項 関係)

第三十一 売買

一 手付

買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができるものとする。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでないものとする。 (第五百五十七条第一項関係)

二 売主の義務

1 他人の権利（権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負うものとする。 (第五百六十一条関係)

2 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負うものとする。 (第五百六十条関係)

三 売主の追完義務

1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとする。 (第五百六十二条第一項関係)

2 1の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、1の規定による履行の追完の請求をすることができないものとする。 (第五百六十二条第二項関係)

四 買主の代金減額請求権

1 三 1 本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとする。 (第五百六十三条第一項関係)

2 1 の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、1 の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができるものとする。 (第五百六十三条第二項関係)

(一) 履行の追完が不能であるとき。

(二) 売主が履行の追完を拒絶する意思表示を明確に表示したとき。

(三) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(四) (一) から (三) までに掲げる場合のほか、買主が1 の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 1 の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、1 及び2 の規定による代金の減額の請求をすることができないものとする。 (第五百六十三条第三項関係)

五 損害賠償の請求及び契約の解除

三及び四の規定は、第十二の一の規定による損害賠償の請求並びに第十三の一及び二の規定による解除権の行使を妨げないものとする。 (第五百六十四条関係)

六 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等

三から五までの規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用するものとする。 （第五百六十五条関係）

七 買主の権利の期間制限

1 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかったときは、この限りでないものとする。 （第五百六十六条関係）

2 民法第五百六十四条（同法第五百六十五条において準用する場合を含む。）及び第五百六十六条第三項を削除するものとする。

八 競売における買受人の権利の特則

1 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この八において単に「競売」という。）における買受人は、第十三の一及び二の規定並びに四（六において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができるものとする。 （第五百六十八条第一項関係）

2 1並びに民法第五百六十八条第二項及び第三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不

適合については、適用しないものとする。 (第五百六十八条第四項関係)

九 売主の担保責任と同時履行

民法第五百七十一条を削除するものとする。

十 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶

売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができるものとする。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでないものとする。 (第五百七十六条関係)

十一 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転

1 売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この十一において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができないものとする。 (第五百六十七條第一項関係)

2 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損

傷したときも、1と同様とするものとする。 (第五百六十七条第二項関係)

十二 買戻し

1 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金（別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額。民法第五百八十三条第一項において同じ。）及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができるとすること。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかつたときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなすものとする。 (第五百七十九条関係)

2 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができないものとする。 (第五百八十一条第一項関係)

3 2の登記がされた後に第三十四の四2に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に限り、売主に対抗することができないものとする。ただし、売主を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りでないものとする。 (第五百八十一条第二項関係)

第三十二 贈与

一 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによつて、その効力を生ずるものとする。 (第五百四十九条関係)

二 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができないものとする。ただし、履行の終わった部分については、この限りでないものとする。 (第五百五十条関係)

三 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移

転ずることを約したものと推定するものとする。 (第五百五十一条第一項関係)

第三十三 消費貸借

一 消費貸借の成立等

1 民法第五百八十七条の規定にかかわらず、書面である消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずるものとする。 (第五百八十七条の二第一項関係)

2 書面である消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができるものとする。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができるものとする。 (第五百八十七条の二第二項関係)

3 書面である消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失うものとする。 (第五百八十七条の二第三項関係)

4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、1から3までの規定を適用するものとする。 (第五百八十七条の二第四項関係)

二 消費貸借の予約

民法第五百八十九条を削除するものとする。

三 準消費貸借

金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなすものとする。 (第五百八十八条関係)

四 利息

1 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができないものとする。 (第五百八十九条第一項関係)

2 1の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができるものとする。 (第五百八十九条第二項関係)

五 貸主の引渡義務等

1 民法第五百九十条第一項を削除するものとする。

2 第三十二の三及び民法第五百五十一条第二項の規定は、四1の特約のない消費貸借について準用するものとする。 (第五百九十条第一項関係)

3 四1の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができるものとする。 (第五百九十条第二項関係)

六 期限前弁済

1 借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができるものとする。 (第五百九十一条第二項関係)

2 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができるものとする。 (第五百九十一条第三項関係)

第三十四 賃貸借

一 賃貸借の成立

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによつて、その効力を生ずるものとする。

二 短期賃貸借

処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、民法第六百二条各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができないものとする。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とするものとする。 (第六百二条関係)

三 賃貸借の存続期間

1 賃貸借の存続期間は、五十年を超えることができないものとする。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、五十年とするものとする。 (第六百四条第一項関係)

2 賃貸借の存続期間は、更新することができるものとする。ただし、その期間は、更新の時から五十年を超えることができないものとする。 (第六百四条第二項関係)

四 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等

- 1 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができるものとする。 (第六百五条関係)
- 2 1、借地借家法（平成三年法律第九十号）第十条又は第三十一条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転するものとする。 (第六百五条の二第一項関係)
- 3 2の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しないものとする。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転するものとする。 (第六百五条の二第二項関係)
- 4 2又は3後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができないものとする。 (第六百五条の二第三項関係)
- 5 2又は3後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、民法第六百八条の規定による費用の償還に係る債務及び六1の規定による六1に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継するものとする。 (第六百五条の二第四項関係)
- 6 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができるものとする。この場合においては

、4及び5の規定を準用するものとする。 (第六百五条の三関係)

五 不動産の賃借人による妨害排除等請求権

不動産の賃借人は、四2に規定する對抗要件を備えた場合において、次の1又は2に掲げるときは、それぞれ当該1又は2に定める請求をすることができるものとする。 (第六百五条の四関係)

1 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求

2 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求

六 敷金

1 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この六において同じ。)を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならないものとする。 (第六百二十二条の二

第一項関係)

(一) 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

(二) 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

2 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができるものとする。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることができることを請求することができないものとする。 (第六百二十

二条の二第二項関係)

七 賃貸物の修繕等

1 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでないものとする。 (第六百六条第一項関係)

2 賃貸物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができるとすること。 (第六百七条の二関係)

(一) 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

(二) 急迫の事情があるとき。

八 減収による賃料の減額請求

耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができるものとする。 (第六百九条関係)

九 賃貸物の一部滅失等による賃料の減額等

1 賃貸物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。 (第六百十一条第

一項関係)

2 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができるとすること。(第六百十一条第二項関係)

十 転貸の効果

1 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負うものとする。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができないものとする。 (第六百十三条第一項関係)

2 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができないものとする。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでないものとする。 (第六百十三条第三項関係)

十一 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了

賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了するものとする。 (第六百十六条の二関係)

十二 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務

1 第三十五の四1及び2の規定は、賃貸借について準用するものとする。 (第六百二十二条関係)

2 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この2において同じ。）がある場合において、賃借物が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負うものとする。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでないものとする。〔第六百二十一条関係〕

第三十五 使用貸借

一 使用貸借の成立

使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずるものとする。〔第五百九十三条関係〕

二 使用貸借の終了

1 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了するものとする。〔第五百九十七条第一項関係〕

2 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了するものとする。〔第五百九十七条第二項関係〕

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了するものとする。〔第五百九十七条第三項関係〕

三 使用貸借の解除

1 貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができるものとする。ただし、書面による使用貸借については、この限りでないものとする。 (第五百九十三条の二関係)

2 貸主は、二二に規定する場合において、二二の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、契約の解除をすることができるものとする。 (第五百九十八条第一項関係)

3 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができるものとする。 (第五百九十八条第二項関係)

4 借主は、いつでも契約の解除をすることができるものとする。 (第五百九十八条第三項関係)

四 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務

1 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負うものとする。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでないものとする。 (第五百九十九条第一項関係)

2 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができるものとする。 (第五百九十九条第二項関係)

3 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負うものとする。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでないものとする。 (第五百九十九条第三

項関係)

五 損害賠償の請求権に関する期間制限

民法第六百条の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。 (第六百条第二項関係)

第三十六 請負

一 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権

次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなすものとする。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができるものとする。 (第六百三十四条関係)

1 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

2 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

二 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

1 民法第六百三十四条及び第六百三十五条を削除するものとする。

2 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によつて生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の

解除をすることができないものとする。ただし、請負人がその材料又は指図が不適當であること
を知りながら告げなかったときは、この限りでないものとする。 (第六百三十六条関係)

3 2 本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に
通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損
害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。 (第六百三十七条第一項関係)

4 3の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事
が終了した時)において、請負人が3の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは
、適用しないものとする。 (第六百三十七条第二項関係)

5 民法第六百三十八条から第六百四十条までを削除するものとする。

三 注文者についての破産手続の開始による解除

注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることがで
きるものとする。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りで
ないものとする。 (第六百四十二条関係)

第三十七 委任

一 受任者の自己執行義務等

1 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選
任することができないものとする。 (第六百四十四条の二第一項関係)

2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は

、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負うものとする
こと。（第六百四十四条の二第二項関係）

二 報酬に関する規律

1 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるものとする
すること。（第六百四十八条第三項関係）

(一) 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなった
とき。

(二) 委任が履行の途中で終了したとき。

2 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が
引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならないものとするこ
と。（第六百四十八条の二第一項関係）

3 第三十六の一の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場
合について準用するものとする。（第六百四十八条の二第二項関係）

三 委任契約の任意解除権

民法第六五一条第一項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠
償しなければならぬものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないも
のとする。（第六百五十一条第二項関係）

1 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

- 2 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

第三十八 雇用

一 報酬に関する規律

労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるものとする。 （第六百二十四条の二関係）

- 1 使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき。
- 2 雇用が履行の途中で終了したとき。

二 期間の定めのある雇用の解除

1 雇用の期間が五年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができるものとする。 （第六百二十六条第一項関係）

2 1の規定により契約の解除をしようとする者は、それが使用者であるときは三箇月前、労働者であるときは二週間前に、その予告をしなければならないものとする。 （第六百二十六条第二項関係）

三 期間の定めのない雇用の解約の申入れ

期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができるものとする。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならないものとする。

。（第六百二十七条第二項関係）

第三十九 寄託

一 寄託契約の成立等

1 寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによつて、その効力を生ずるものとする。 (第六百五十七条関係)

2 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができないものとする。この場合において、受寄者は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができるものとする。 (第六百五十七条の二第一項関係)

3 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができないものとする。ただし、書面による寄託については、この限りでないものとする。 (第六百五十七条の二第二項関係)

4 受寄者（無報酬で寄託を受けた場合にあつては、書面による寄託の受寄者に限るものとする。）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しを催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができるものとする。 (第六百五十七条の二第三項関係)

二 受寄者の自己執行義務等

1 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができないものとする。 (第六百五十八条第一項関係)

2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三

者に保管させることができないものとする。 (第六百五十八条第二項関係)

3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負うものとする。 (第六百五十八条第三項関係)

三 寄託物についての第三者の権利主張

1 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならないものとする。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでないものとする。 (第六百六十条第一項関係)

2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならないものとする。ただし、受寄者が1の通知をした場合又は1ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決 (確定判決と同一の効力を有するものを含む。) があつたときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでないものとする。 (第六百六十条第二項関係)

3 受寄者は、2の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによつて第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わないものとする。 (第六百六十条第三項関係)

四 寄託者による返還請求

民法第六百六十二条に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができるものとする。こと。第六百六十二条第二項関係)

五 寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限

1 寄託物の一部滅失又は損傷によつて生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならないものとする。こと。(第六百六十四条の二第一項関係)

2 1の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。こと。(第六百六十四条の二第二項関係)

六 混合寄託

1 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たとき限り、これらを混合して保管することができるものとする。こと。(第六百六十五条の二第一項関係)

2 1の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができるものとする。こと。(第六百六十五条の二第二項関係)

3 2に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができるものとする

こと。この場合においては、損害賠償の請求を妨げないものとする。 (第六百六十五条の二第三項関係)

七 消費寄託

- 1 受寄者が契約により寄託物を消費することができるときには、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならないものとする。 (第六百六十六条第一項関係)
- 2 第三十三の五2及び3並びに民法第五百九十二条の規定は、1に規定する場合について準用するものとする。 (第六百六十六条第二項関係)
- 3 第三十三の六の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用するものとする。 (第六百六十六条第三項関係)

第四十 組合

一 契約総則の規定の不適用

- 1 民法第五百三十三条並びに第十四の二及び三の規定は、組合契約については、適用しないものとする。 (第六百六十七条の二第一項関係)
 - 2 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができないものとする。 (第六百六十七条の二第二項関係)
- 二 組合員の一人についての意思表示の無効等
- 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、

組合契約は、その効力を妨げられないものとする。 (第六百六十七條の三關係)

三 組合の債権者の権利の行使

1 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができるものとする。 (第六百七十五條第一項關係)

2 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができるものとする。ただし、組合の債権者がその債権の發生の時に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合によるものとする。 (第六百七十五條第二項關係)

四 組合員の持分の処分等

1 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができないものとする。 (第六百七十六條第二項關係)

2 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができないものとする。 (第六百七十七條關係)

五 組合の業務執行

1 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行するものとする。 (第六百七十條第一項關係)

2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができるものとする。 (第六百七十條第二項關係)

3 2の委任を受けた者（以下「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行するものとする。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行するものとする。〔第六百七十条第三項関係〕

4 3の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げないものとする。〔第六百七十条第四項関係〕

六 組合代理

1 各組合員は、組合の業務を執行する場合において、組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができるものとする。〔第六百七十条の二第一項関係〕

2 1の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理することができるものとする。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができるものとする。〔第六百七十条の二第二項関係〕

3 1及び2の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができるものとする。〔第六百七十条の二第三項関係〕

七 組合員の加入

1 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができるものとする。〔第六百七十七条の二第一項関係〕

2 1の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わないものとする。 (第六百七十七条の二第二項関係)

八 組合員の脱退

1 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負うものとする。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができるものとする。 (第六百八十条の二第一項関係)

2 脱退した組合員は、1に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有するものとする。 (第六百八十条の二第二項関係)

九 組合の解散事由

組合は、次に掲げる事由によって解散するものとする。 (第六百八十二条関係)

- 1 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 2 組合契約で定めた存続期間の満了
- 3 組合契約で定めた解散の事由の発生
- 4 総組合員の同意

第四十一 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

第四十二 施行期日等

一 この法律は、原則として、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二条から第三十七条まで関係)